

事務連絡  
令和4年5月16日

建設産業人材確保・育成推進協議会会員 各位

建設産業人材確保・育成推進協議会 事務局

### CCUS登録企業への応募勧奨等における周知について

厚生労働省におきましては、本年7月から公共職業安定所で受付が始まる令和4年度の高卒新規求人より、「建設事業者の求人票においてCCUS登録事業者であることなどを確実に求人票特記事項欄に記載する」ことを周知するよう通知が発出されたところです。

これを受け、CCUS登録済み事業者におかれましては、CCUS登録事業者である旨及び施工能力等の見える化評価の状況等について、以下記載例を参考に求人票の特記事項欄への記載をご案内させていただきます。新規入職者の確保に繋がる取組と考えておりますので、当協議会会員であります貴団体等におかれましては、傘下会員企業の皆様に周知いただきますようお願いいたします。

なお、建設系工業高校等に対しては、令和3年度より開始した「人材協定期便」において、本年度もCCUSの周知を継続しているところです。

#### <記載例>

- ・建設キャリアアップシステム(CCUS)登録事業者です。
- ・CCUSに登録し、技能者の処遇改善に努めています。
- ・CCUS能力評価のレベルに応じ、技能者を適正に評価し処遇改善を図っています。
- ・施工能力等の見える化評価で「★4つ」取得しています。